

## 令和7年度第4回 小郡市都市計画審議会 — 議 事 録 —

- 日時：令和8年2月17日（火）14:00～
- 場所：小郡市役所 南別館3階大会議室
- 出席委員：寺崎廣喜委員、天本徳浩委員、春田千秋委員、黒岩重彦委員、田中雅光委員、  
廣瀬暢昌委員、百瀬光子委員、川野悦子委員、
- 欠席委員：野田弘喜委員、西亮委員、山田光春委員、永島聡委員、森田由美子委員、  
山方奈津季委員
- 事務局：黒田都市建設部長、牟田都市計画課長、平計画係長、竹原主任主事

### 議 事

久留米小郡都市計画 松崎東地区地区計画の変更（小郡市決定）

#### ■事務局

～議案第1号「久留米小郡都市計画 松崎東地区地区計画の変更（小郡市決定）」を説明～

#### ■委員

- ・公述人には市の考え方を説明したとのことだが公述人はどのような反応をされていたか

#### ■事務局

・公述の要旨の一点目の計画地は物流の適地かどうかについては、概ね反対の意見はなかった。

・公述人が一番懸念されている市道30号線の交通量の増加については、さきほどの説明のとおり、計画地西側の緑化ゾーン内の出入口を4m以上には拡幅できないように制限を設けていること、また、事業用トラックの西側市道からの出入りはしないことを地元行政区と事業者との協定の中で約束しているということを伝えた。しかしながら、公述人は事業者が協定の内容を破るのではないかとということを懸念しており、話は平行線のままという形になっている。

#### ■委員

- ・意見書の表題が松崎南地区計画の申し立てになっているが。

#### ■事務局

- ・意見書提出者の記載誤りである。また、日付にも誤りがある。

#### ■委員

- ・意見書の提出期間は過ぎていたのか。

#### ■事務局

・経過した意見書を都市計画審議会に付議するか否かは市の判断によるものである。今回は提出者が入院されていた事情を考慮し、本審議会に報告したものである。

■委員

・緑地ゾーンの規定で（幅員 4mまで）との制限を追加した理由は何か。4mであれば事業用トラックも通行可能であると考えられるが、3mまでとする、あるいはそもそも出入口を設けないとすることは検討しなかったのか。

■事務局

・現計画において、従業員用車両の出入りのため緑化ゾーン内に幅員 4mの出入口を設ける予定である。従業員用出入口の設置自体は支障ないものと考えている。

■委員

・普通車であれば 3mあれば出入りができる。3mではだめなのか。

■事務局

・なぜ 4mにしたのかというと、現在の西側の従業員用出入口の計画幅が 4mであるということが理由になる。

■委員

・その幅員 4mとする現在の計画図面はあるのか。図面を見ないと現計画の出入口の状況が把握できない。

■事務局

・図面は配布資料には添付していない。今から図面をまわすので確認してほしい。  
（委員に図面を回覧）

■委員

・市道 30 号線について、小郡市として今後整備計画はあるのか。

■事務局

・市道 30 号線については、コストコ北側付近の市道 10 号線との交差点より北側について拡幅するような計画はある。コストコの関係で子供たちの交通安全の問題がでたので、最初は拡幅という話をしていたが、現実的な対応としてすぐにはコストコのオープンには間に合わないということで、速度がでないように道路を狭小化したり、段差をつけたりして、スピードが出ないように対応をとっている。国道 500 号より南側については、拡幅の予定はない。住宅が張り付いているのでなかなか拡幅というのは難しい。

■委員

・十分な幅員はなかったと思うが。

■事務局

・十分な幅員はない。

■委員

・久留米筑紫野線については、拡幅用地は既に取得済みか。

■事務局

・久留米筑紫野線の4車線化は県事業であるが、コストコより南の方も用地の確保はしている。しかし、平面交差で500号の方へ行くのか、立体交差で国道500号の方へ行くのか、まだ県の方が判断されていないので、まだ事業が進んでいないような状況ではある。

**採 決**

久留米小郡都市計画 松崎東地区地区計画の変更（小郡市決定）

～議案第1号「久留米小郡都市計画 松崎東地区地区計画の変更（小郡市決定）」を採決～

■委員

（異議なし）

■議長

原案について異議はなく、原案のとおり決定されるのが適当である。

上記の内容が正確であることを確認し、署名する。

令和 年 月 日

署名欄 \_\_\_\_\_